

令和4年10月7日  
金融庁

## 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（5 前払式支払手段発行者関係及び14 資金移動業者関係）の一部改正（案）につきまして、令和4年8月5日（金曜）に公表し、令和4年9月5日（月曜）まで、広く意見の募集を行いました。

その結果、1先（団体）から4件のコメントを頂きました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1を御覧ください。なお、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

### 【改正概要】

- ・全銀システムへの参加資格の拡大を踏まえ、同システムに参加する資金移動業者への監督上の対応
- ・無登録業者（銀行法における免許又は資金決済に関する法律における資金移動業の登録を受けずに業として為替取引を営んでいる者）等への対応 等

具体的な内容については、別紙2・別紙3を御参照ください。  
改正後の事務ガイドラインについては、本日から適用いたします。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

総合政策局 リスク分析総括課 資金決済モニタリング室（内線 2519、2537）

（別紙1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙2）事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）の一部改正（新旧対照表）

（別紙3）事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）の一部改正（新旧対照表）